

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則……………（農業経営課） 52

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（情報政策課） 52

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 53

○土地改良区の役員の住所変更の届出……………（農業施設管理課） 53

○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 53

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課） 53

○土地改良区連合の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 53

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 53

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 54

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 54

○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 54

○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課） 55

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 55

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 56

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 57

道監査委員公表

○監査公表第8号…………… 58

規 則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第76号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成15年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。

別記第49号様式の2（表）中「第305条」を「第305条第1項」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

（裏）

保険業法（抜粋）

（立入検査等）

第305条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定保険募集人又は保険仲立人に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 略

3 略

（検査職員の証票の携帯及び提示等）

第311条 （中略）第305条又は第308条の21の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 略

農業協同組合法（抜粋）

第11条の25 共済代理店については、保険業法第303条、第304条、第305条第1項、第306条及び第307条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において（中略）同法第305条第1項及び第306条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と（中略）読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項において準用する保険業法第305条第1項の規定による立入り、質問又は検査をする職員については、同法第311条の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成28年5月29日から施行する。

告 示

北海道告示第383号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成28年5月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
北海道電子自治体共同システム運用保守業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成28年4月1日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社H A R P
(2) 住 所 札幌市中央区北 1 条西 6 丁目 1 番 2 号
- 4 随意契約に係る契約金額
169,722,000円（うち北海道契約額 41,200,000円）
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 1 号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、訓子府土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成28年 5 月27日						北海道知事 高 橋 はるみ	
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所			
就 任	平成28. 5.11	監 事	鳥 山 博 司	常呂郡訓子府町字福野112番地3			
同	同	同	所 厚 志 同	訓子府町字西富217番地1			
退 任	平成28. 5.10	監 事	三 浦 繁 美 同	訓子府町字実郷195番地11			
同	同	同	鳥 山 博 司 同	訓子府町字福野112番地3			

北海道告示第385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北海土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成28年 5 月27日						北海道知事 高 橋 はるみ	
理事・監事の別	氏 名	住 所					
		変 更	前 変 更	後			
理 事	石 黒 武 美	岩見沢市北村中央265番地	岩見沢市北村中央158番地	7			

北海道告示第386号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区

の定款の変更を認可した。
平成28年 5 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名
平成28. 5.16 永山土地改良区
同 28. 5.16 共和土地改良区
同 28. 5.18 東和土地改良区

北海道告示第387号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の 2 第 3 項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成28年 5 月27日						北海道知事 高 橋 はるみ	
土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要					
浦臼土地改良区	晩 東 貯 水 池	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。					
同	岩 村 貯 水 池	同					
同	黄 白 貯 水 池	同					
同	札 的 貯 水 池	同					

北海道告示第388号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第 2 項の規定により、平成28年 5 月17日、美瑛川地区土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成28年 5 月27日						北海道知事 高 橋 はるみ	

北海道告示第389号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定による通知があった。

平成28年 5 月27日						北海道知事 高 橋 はるみ	
1	保安林予定森林の所在場所	北広島市三島478の 1、478の 2、489から491まで、530、536、537、539、554から557まで、567、568、571、572、619の 1、619の 2、620、631、632の 1、633、635、636、710の 1					
2	指 定 の 目 的	水源の ^{かん} 涵養					

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」とは、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び北広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第390号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成28年5月27日
北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 二海郡八雲町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浦河町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」と及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第391号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成28年5月27日
北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 勇払郡むかわ町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」と及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及びむかわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第392号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を千歳市役所の掲示場に掲示した。

平成28年5月27日
北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容 平成28年北海道告示第363号
- 2 所在が不明な者 水浦 千春、有働 興一、有働 裕幸、藤田 喜代子、萩原 教子、川村 己美子、永渕 和男、福田 千恵子、谷本 藤男、大平 良昭、永田 公義、永田 園子、石谷 きよ、佐々木 フヂエ、渡

邊 芳男、神原 和子、中村 孝明、谷本 洋太、佐々木 銀子、
谷本 保子、谷本 徳子

北海道告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年5月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 余市港線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
余市郡余市町港町204番2地先から 同郡余市町港町204番9地先まで	前	16.03m	4.05m	—
	後	16.03mから 17.35mまで	4.05m	—

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第10号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年5月27日

北海道後志総合振興局長 橋 本 彰 人

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

除雪トラック（7 t級及び10 t級） 4台

（交換契約により除雪トラック（10 t級）1台を契約の相手方に供し、除雪トラック4台を契約の相手方から調達する。）

- (2) 調達する物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 納入期限 平成29年3月24日（金）

- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入（製造）実績があることを次により証明した者であること。

納入（製造）実績の証明は、過去5年間の実績を、納入機種、規格、納入台数、納入年度及び納入先について記載し、契約書の写し又は納品書等の写しを添付すること。

また、同等の類似品については、類似品と判断できる資料（仕様書、パンフレット、図面、写真等）を添付すること。

- (6) 当該調達物品に関する迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを、次により証明した者であること。

納入される当該調達物品について、後志総合振興局管内に1箇所以上のサービス工場又は協力工場が確保されていることを証明できる資料（メンテナンス体制説明資料、契約書等）を添付すること。

- (7) この競争入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付き一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年5月27日から同年6月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示による作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部3階大会議室（送付による場合は、郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成28年7月8日 午後1時30分（送付による場合は、同月7日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量300グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道後志総合振興局小樽建設管理部のホームページ（<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/>）からダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号

(3) 電話番号 0134-25-2143

12 Summary

A Nature and quantity of products to be procured :

Snow Remover Truck (7 tons class) Quantity 1

Snow Remover Truck (10 tons class) Quantity 3

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 8, 2016

(If mailed, bids must arrive no later than July 7, 2016)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Otaru Department of Public Works Management, Shiribeshi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Okusawa 1-chome, 21-1, Otaru, Hokkaido 047-8639 Japan

Phone : 0134-25-2143

北海道上川総合振興局告示第89号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年5月27日

北海道上川総合振興局長 渡辺明彦

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

自動車の賃貸借（12台分） 一式

2 落札を決定した日

平成28年5月10日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 北海道リース株式会社

(2) 住所 札幌市中央区南1条西10丁目3番地

4 落札金額

349,920円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年3月29日付け北海道上川総合振興局告示第71号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道上川総合振興局総務課

(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道上川総合振興局告示第90号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年5月27日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
貨物兼乗用自動車 1台 (貨物兼乗用自動車1台と交換)
- 2 落札を決定した日
平成28年5月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 トヨタカローラ旭川株式会社
 - (2) 住 所 旭川市忠和5条8丁目2番11号
- 4 落札金額
1,246,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年3月29日付け北海道上川総合振興局告示第72号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課需品係
 - (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道十勝総合振興局告示第57号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年5月27日

北海道十勝総合振興局長 梶 田 敏 博

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 自走式リール巻取散水機ほか9品目 全789点
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納 入 期 限 入札説明書による。
 - (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成28年5月27日から同年6月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道十勝総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道十勝総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 書 提 出 場 所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝総合振興局総務課（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝総合振興局総務課需品係）

(2) 入 札 受 付 期 間 平成28年6月23日から同月30日（日曜日及び土曜日を除く。）までの毎日午前9時から午後5時まで及び同年7月1日午前9時から午前11時まで（送付による場合は、同年7月1日午前11時までに必着）

(3) 開 札 場 所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎 地下会議室

(4) 開 札 日 時 平成28年7月1日 午後2時

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道十勝総合振興局総務課需品係

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を記載したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道十勝総合振興局総務課のホームページの入札等の情報（<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikei/nyusatu-info.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(1)、(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
- (3) 電 話 番 号 0155-27-8508

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Self-propelled Reel Irrigator and 9 items 789 in total
- B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., July 1, 2016
(If mailed bids must arrive no later than 11 : 00 A.M., July 1, 2016)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成26年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査の結果に基づき講じた措置につ

いて、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成28年5月27日

北海道監査委員 内 海 英 徳
北海道監査委員 小 林 郁 子
北海道監査委員 東 陽 一
北海道監査委員 紺 谷 ゆみ子